

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード<第 2.0 版>
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人尚美学園
② 設置大学名称	尚美学園大学
③ 担当部署	総務課
④ 問合せ先	049-246-7374
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 8 月 29 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 9 月 8 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.shobi-u.ac.jp/about/disclosure
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

【備考欄】

--

様式 I**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2－2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
特になし	

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
特になし	

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、使命及び目的について、SHOBI UNIVERSITY GUIDE BOOK や大学ホームページ等に掲載するとともに、SHOBI UNIVERSITY HANDBOOK for Students 及び SHOBI UNIVERSITY HANDBOOK for FACULTY に明記し、学生・教職員への周知を図っている。特に、建学の精神については、各棟入口、教室内及び事務室等、学内各所にパネルを提示することで多様なステークホルダーに対し明示している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	大学としての基本方針のもとディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを策定し、アセスメントポリシー、アセスメントプランにおいて、検証方法を定めている。これらに基づき、実施状況の点検・評価・分析を行い、改善に活用しており教育の質の向上、学修環境・内容の整備・充実に努めている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	【学長の責務】として、理事会、評議員会、大学経営会議の構成員として責務を果たすだけでなく、大学の学事を統督するとともに、教学の意思決定及び業務遂行における主要な会議体である教育研究評議会、自己点検・評価委員会等の議長としてリーダーシップを発揮している。【教授会の役割】として、学部の教授会において、学長が決定を行うにあたり、意見を述べる事項を「教授会規程」で定めており、また「学長が教授会の意見を聴くことが必要な事項」は学長裁定で定めている。これらの規程により、教学組織の権限と役割の明確化を図っている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	すべての会議体に教員及び職員が出席することとしており、令和 4（2022）年度改正大学設置基準を踏まえて、教職協働により教育研究活動を行うこと及び大学活動での推進や厚生補導に協働と参画する体制を確保している。具体的にはプロジェクトチームによる教育改革推進プロジェクト WG、中期計画策定 PT、学修ポートフォリオシステム導入検討 PT を実施した。

実施項目 1-1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	ファカルティ・ディベロップメント（以下FD）、スタッフ・ディベロップメント（以下SD）については毎年度、年次計画を策定し実施している。「FDおよびSDに関する基本方針」を令和6（2024）年度に定め、これにより教職員の資質向上に向けた研修を実施している。

原則 1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1-2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	「学校法人尚美学園中長期計画（2020年度～2024年度）」の検証を終え、中期計画策定プロジェクトチームにおいて、先に策定された「学校法人尚美学園 事業計画」や「尚美学園大学 教育改革アクション・プラン 2025」の内容を踏まえ、ステークホルダーの意見も聴取し、より具体的な中期計画（2025年度～2029年度）の策定を行っている。
実施項目 1-2②	説明
計画実現のための進捗管理	「内部質保証に関する方針」および「本学の内部質保証体制について」において、計画の運営方法（PDCAサイクルの担当部署及び実施時期）を明確にし、進捗状況を把握すること、結果を公表することを定めている。また、課題や改善策について整理を行い、次年度計画を作成することとしている。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、地域の多様な社会人の受入れや、社会の要請に応じた学びの機会を提供するための制度を設けている。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	総務課内に地域連携室を設置している。地域における開かれた大学として、川越市、ふじみ野市、富士見市との提携、各協議会・運営委員会への積極的な参加を推進するとともに、小・中学校など教育機関とも交流を深め、地域社会や人材育成の貢献に取り組んでいる。

原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	学生生活全般において生じる多様な悩み等には「学生生活支援制度」に基づき、学生生活支援制度を設け、学生総合アシスト室、カウンセリングルームを設置し支援体制を整えている。障害のある学生に対しては、ハローワークや障害のある方専門の求人会社等と連携した求人情報の提供・紹介を含めた相談・支援を行っている。教職員においてもカウンセリングルームを利用できる体制を整え、多様性を受容する学内環境の整備・充実に努めている。
実施項目 2 - 2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会の実現及び女性活躍推進の観点から、評議員 2 名（総数 9 名）の女性を登用している。

原則 3 - 1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3 - 1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格、構成、職務を「寄附行為」および「理事会運営規則」に定め、明確にしている。また、選任にあたっては全ての理事で構成する理事選任機関を設置し、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない、として透明性を確保している。
実施項目 3 - 1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は、重要な資産処分や予算・事業計画等の決定に際し、あらかじめ評議員会の意見を聴取し、寄附行為の一部を除く変更や解散等では評議員会の決議を必要とするなど、相互の権限と役割を明確化している。また、評議員会は理事長や監事の説明を求め、必要な意見を述べる権限を有している。理事会の決議に基づき理事長が評議員会を招集でき、また評議員も招集請求や議案提出を行える仕組みを設けることで協働体制を確保している。その他議事録作成や監事の関与により、運営の透明性と説明責任を担保している。
実施項目 3 - 1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	全理事に対し、理事会等において法人及び大学等を取り巻く環境について、適宜説明をしている。学内理事に対しては、各種 WEB 研修を提供している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の資格、構成、職務を「寄附行為」に定め、明確にしている。また、選任にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任すると定め、透明性を確保している。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事は、この法人の業務・財産及び理事職務執行状況の監査を行い、必要に応じ理事会・評議員会へ報告する。会計監査人とは相互に報告・情報交換を行い、必要に応じ監査資料を調査する。監事は会計監査人選任・解任議案に関与し、法令・寄附行為違反等を発見した場合は評議員会等に報告することで、監査機能の連携強化と適正運営を確保しており、これらを「寄附行為」に定めている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	理事会等において法人及び大学等を取り巻く環境について、適宜説明をしている。学校法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、文部科学省をはじめとする各省庁からの情報を提供している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の資格、構成、職務を「寄附行為」及び「評議員会運営規則」に定め、明確にしている。また、選任にあたっては、理事と評議員の兼職の禁止および評議員構成について役員近親者及び教職員等の割合に一定の上限を設け、透明性を確保している。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会は、理事会の重要事項決定に先立ち意見を述べ、寄附行為変更等では決議権を有する。理事長・監事の出席義務や説明責任により透明性を確保し、また理事会の決議に基づき理事長が評議員会を招集でき、また評議員も招集請求や議案提出を行える仕組みを設けることで協働体制を構築している。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	全評議員に対し、評議員会において法人及び大学等を取り巻く環境について、適宜説明をしている。また、必要に応じ理事会における議案・決議概要等を報告し、情報提供を行っている。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「危機管理規程」において、危機管理に係る施策立案や実施状況把握、事業継続計画策定等を危機管理委員会の役割としている。 学生、教職員等の安全確保のためのマニュアルについては、大学公式 WEB サイトに掲載している。
実施項目 3-4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	「学校法人尚美学園コンプライアンス規程」において、コンプライアンス推進委員会の設置を定めている。また、法令や寄附行為、その他規程の遵守に取り組んでいる。また、「内部通報に関する規程」に基づき、コンプライアンス違反の早期発見・是正を図るための窓口を設置している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報の公開に対する基本方針及びステークホルダーへの説明責任等を記載した「教育研究等の情報公開に関する内規」および「大学広報に関する基本方針」を定めている。 また、論文等の研究成果については、「オープンアクセス方針」及び「研究データポリシー」において、その成果を社会に還元すること定めている。
実施項目 4-1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	迅速・正確かつ分かりやすく公式 Web サイトやソーシャルメディアなどの多様な手段を用いて情報の発信を行っている。 大学の基本的な情報については、「尚美学園大学基本情報」として年度ごとに一元化して公表している。

II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
特になし	